

静岡市

クイックレスポンス(即日回答)ガイドライン

— 市民が満足できる工事執行をめざして —



平成24年4月

建設局 土木部 技術政策課

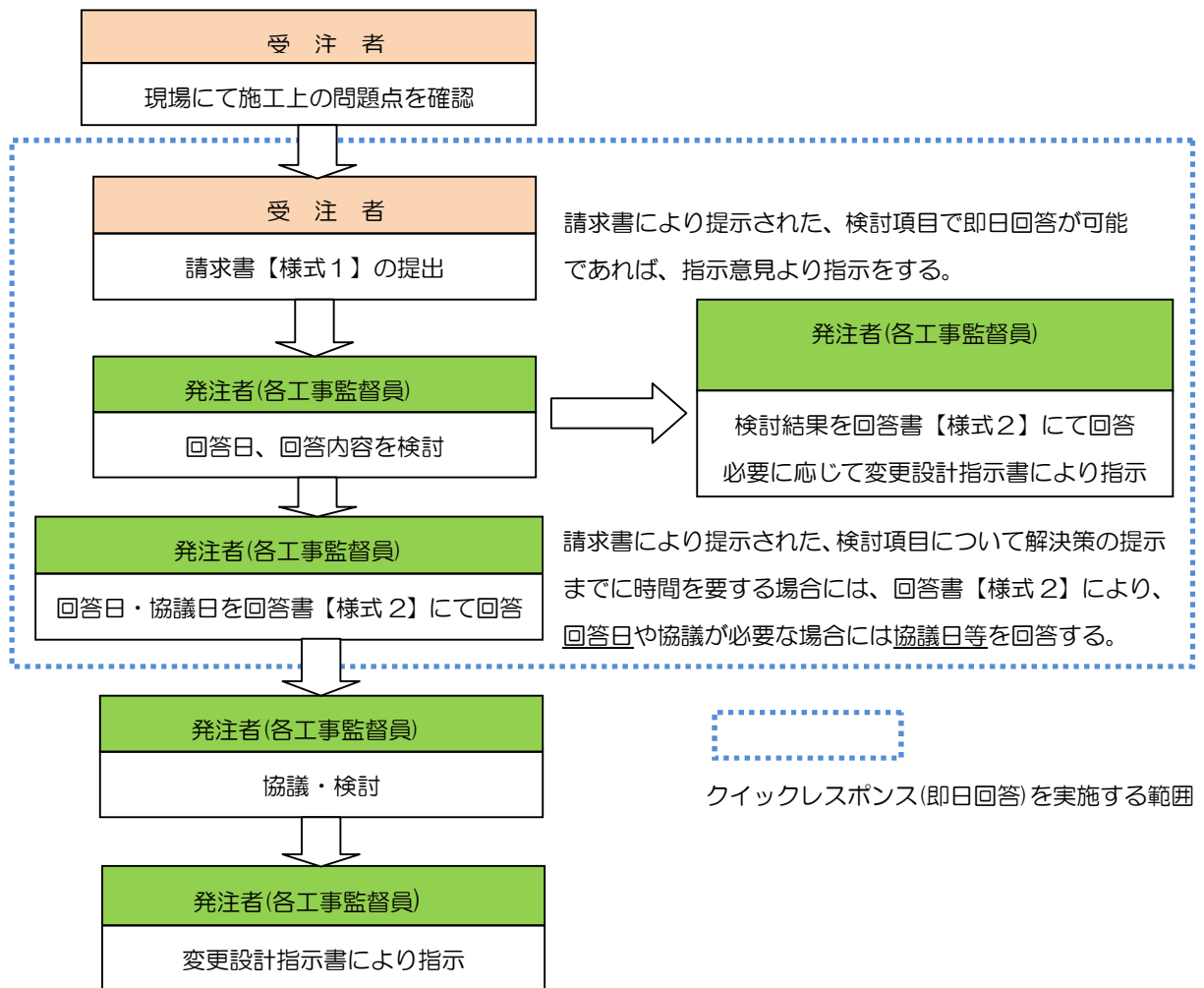
2 実施の方法

Shizuoka

監督員は、受注者の発議に対して「速やかに回答」するため、次のように実施する。

- 受注者は、請求書【様式1】に必要事項を記載し監督員に提出する。この際、必ず発議年月日及び回答希望日を記載すること。
- 監督員は、請求内容及び回答希望日を確認し書類を受理した後に、回答やその予定日等について書面【様式2】をもって速やかに回答をする。
- 監督員は、回答希望日までに回答が困難な場合については、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに、困難な理由及び工程に与える影響を主管の長に報告する。また、受注者に対しては、その理由を添えて新たな回答予定日を速やかに書面により回答【様式2】しなければならない。

◆クイックレスポンス実施フロー



3 特記仕様書の記載

Shizuoka

クイックレスポンスは、工事施工中に発生する諸問題への迅速な対応により、効率的な監督業務を行うため、静岡市の発注するすべての建設工事を対象とした取組である。その際、受注者からの発議によって、速やかに請求書が提出される必要があることから、特記仕様書により明確に示す必要がある。ただし、土木工事共通仕様書に準じて施工する工事については、「共通仕様書」に記載しているため、添付の必要はない。

(特記仕様書記載例)

第〇条 工事施工中に発生する諸問題への迅速な対応により、効率的な監督業務を行うため、静岡市の発注するすべての建設工事は「静岡市クイックレスポンスガイドライン」に従い実施しなければならない。

2 クイックレスポンスは、問題が発生した場合、受注者からの発議によって速やかに請求書が提出される必要があることから、受注者、発注者それぞれが努力し、円滑な工事の遂行に向け業務に当らなければならない。

3 書面は、「静岡市クイックレスポンスガイドライン」により定める。

4 受注者は、計画工程表の提出に当たり、監督員が作業間の関連や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と打合せを行うこと。

4 その他

Shizuoka

- 今後、一層の効率的かつ効果的な実施方策の検討に資するよう、効果及び課題の把握等を行うものとする。
- 監督員とは、「静岡市建設工事監督員規程」によって定められた、体制・権限の分担によって業務を遂行するものとする。

※クイックレスポンスとは、問題解決に対する発注者の対応によって生じる市民や受注者の損害、工事目的物の品質の低下等をなくすための取組みである。

現場における問題発生やその事実確認及び内容の如何によっては、即日対応が困難な場合もあることから、「クイックレスポンス」とは、これらすべてを即日対応とすることを求めているのではない。

予算、工法、関係機関との協議など、検討に要する時間を踏まえ、発注者自ら定めた回答期限を受注者にも通知し、明確にすることにより、迅速に問題の解決を図ろうとする組織的な取組である。

➤ 附則

1. このガイドラインは、平成 20 年 8 月 1 日から適用する。
2. このガイドラインは、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

ガイドライン相関図

